

平成30
年度

強度行動障害 支援者

養成研修 基礎・実践

行動障害を有する方は、生活環境の著しい不適応行動を頻回に示すいわゆる「強度行動障害」を有する方は、自傷、他傷行為など、危険を伴う行動を示すことなどにより、日常生活に困難が生じている。そのため、事業所では受け入れに消極的であったり、身体拘束や行動の制限など虐待につながる可能性も懸念されるところです。

一方、障がい特性に基づく適切な支援を行うことにより、不適応行動が低減し、安定した日常生活を送ることができることが知られています。

経験豊富な弊社スタッフと、入所施設や、重度の通所施設、行動援護のサービス提供責任者でもある外部講師を招聘して行動障害とは？という基礎からチーム支援やアセスメント、環境調整等の実践までわかりやすく学べる機会になります。

講習を修了されますと、埼玉県知事の定める強度行動障害支援者養成研修【基礎研修・実践研修】修了者として、修了証明書が発行されます。修了証明書で、知的障害者、精神障害者の行動援護サービスに従事することができます。

また、**放課後等デイサービス**の人員配置※で加算の対象となります。

また、**生活介護**、**短期入所**や**グループホーム**において重度加算の配置基準を満たすことができます。

※ 加算の詳細については厚労省告示の文章をご確認ください。

行動援護の 主なサービス 内容

- ◆ 行動する際に起こり得る危険を回避するために必要な援護
- ◆ 外出時における移動中の介護
- ◆ 排せつや食事等の介護その他行動する際に必要な援助

具体的な仕事例としては、初めての場所で精神不安定になり、不適切な行動を起こさないように予め目的地での行動を理解できるように支援したり、行動障害により問題行動を起こした時の適切な対処、排せつや食事をする際に必要な介助などを行います。

受講料 34,560円 テキスト代込

定員 各回30名

※基礎研修のみ、実践研修のみのお申込みはできませんので、ご了承ください。

開催日程	第1回		第2回		第3回		第4回	
	1日目	6月3日 日	9月2日 日	12月2日 日	平成31	2月3日 日		
	2日目	6月10日 日	9月9日 日	12月9日 日	平成31	2月10日 日		
	3日目	6月17日 日	9月16日 日	12月16日 日	平成31	2月17日 日		